

「花粉症に関する相談マニュアル（Q & A）」等の提供について

先般の「花粉症に対する緊急対策の実施について（依頼）」にかかる「花粉症に関する相談マニュアル（Q & A）」等の提供について、本日、別添のとおり都道府県、保健所設置市、特別区及び関係団体あて事務連絡しましたのでお知らせします。

なお、スギ花粉症に関する関係省庁担当者連絡会議における情報交換を踏まえ、本日付けで、環境省と林野庁も花粉症対策関係の情報提供を行うこととなっており、厚生労働省ホームページの「花粉症特集」と両省の花粉症関係サイトを相互にリンクし、引き続き関係省庁が連携して花粉症に関する情報提供の充実に努めることとしています。

（参 考）

厚生労働省ホームページ「花粉症特集」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/kenkou/ryumachi/kafun.html>

（別 添）

「花粉症に関する相談マニュアル（Q & A）」等の提供について

事務連絡
平成17年1月28日

各〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 花粉症関連保健衛生業務主管部（局）課 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

「花粉症に関する相談マニュアル（Q&A）」等の提供について

平素より花粉症対策行政の推進に御尽力を賜り御礼申し上げます。

さて、今春の花粉症に対する緊急対策の実施については、「花粉症に対する緊急対策の実施について（依頼）」（平成17年1月21日付け健疾発第0121001号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）等により、必要な御協力方お願いしているところですが、今般、

- 1 花粉症に関する相談マニュアル（Q&A）
- 2 ポスターのひな形
- 3 医療従事者等向けQ&A

を作成するとともに、

- 4 医療機関向け専門相談窓口

を開設いたしましたので、お知らせいたします。

貴課におかれましては、引き続き花粉症対策を推進していただきますとともに、これらを積極的に御活用いただき、花粉症の相談体制の整備、花粉症に関する正しい情報の提供並びに花粉症に対する適切な医療の確保について御協力いただきますようお願いいたします。

花粉症に対する緊急対策

1 花粉症に関する相談マニュアル (Q & A)

厚生労働省では、厚生労働科学研究費補助金免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業の主任研究者(日本医科大学耳鼻咽喉科 大久保 公裕先生)に御監修いただき、花粉症に関する相談マニュアル(Q & A)を作成しました。相談窓口業務等に積極的に御活用ください。

【入手方法】

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) > 行政分野毎の情報 > 健康 > リウマチ・アレルギー情報 > 花粉症特集 > 都道府県等担当者・医療従事者等向けページ から閲覧いただけます。

2 ポスターのひな形

厚生労働省では、花粉症の効果的な予防法、早期受診の必要性等に関する正しい情報を提供するため、ポスターのひな形を作成し、電子媒体形式(パワーポイントファイル)画像ファイルを提供します。都道府県等におかれては、適宜活用(ダウンロード)され(独自に加工可)、保健所、薬局、職域等をはじめとした普及を図ってください。

【入手方法】

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) > 行政分野毎の情報 > 健康 > リウマチ・アレルギー情報 > 花粉症特集 > 都道府県等担当者・医療従事者等向けページ から電子媒体形式画像ファイルを入手していただけます。

3 医療従事者等向け Q & A

花粉症患者に対する適切な医療が確保されるよう、「鼻アレルギー診療ガイドライン」(<http://www.jaanet.org/medical/guide.html>)等と併せ、医師会等の関係機関と連携して、医療従事者等に対する周知に関し特段のご配慮をお願いします。

【入手方法】

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) > 行政分野毎の情報 > 健康 > リウマチ・アレルギー情報 > 花粉症特集 > 都道府県等担当者・医療従事者等向けページ から閲覧いただけます。

4 医療機関向け専門相談窓口

地域における専門医療機関と相談等を行ってもなお治療上疑義が生じる専門事項について、国立病院機構相模原病院の御協力をいただき「リウマチ・アレルギー情報センター」ホームページ内 (<http://www.allergy.go.jp>) に電子メールによる医療機関向け専門相談窓口を開設いたしましたので、お知らせいたします。

事務連絡
平成17年1月28日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

「花粉症に関する相談マニュアル（Q&A）」等の提供について

標記について、別添のとおり各都道府県花粉症関連保健衛生業務主管部（局）課あて事務連絡しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方宜しく申し上げます。

事務連絡
平成17年1月28日

社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

「花粉症に関する相談マニュアル（Q&A）」等の提供について

標記について、別添のとおり各都道府県花粉症関連保健衛生業務主管部（局）課あて事務連絡しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方宜しく申し上げます。

事務連絡
平成17年1月28日

日本アレルギー学会 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

「花粉症に関する相談マニュアル（Q&A）」等の提供について

標記について、別添のとおり各都道府県花粉症関連保健衛生業務主管部（局）課あて事務連絡しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方宜しくをお願いします。